

1月24日(月)正午から

電子申請・届出システムの運用を開始します

町に対する申請・届出などの手続きは、申請書などを、役場の窓口へ持参するか郵送により提出する必要がありました。従来、窓口申請に加えて、電子申請・届出システムの運用によりインターネットを通じて、原則として24時間行うことが可能になります。

証明書などの交付の際は、手数料と引き換えにすぐに交付を受けることができるようになるため、申請にかかる窓口での待ち時間を短縮することができます。

電子申請・届出システムで行うことができる手続きは「住民票の写しの交付の請求」をはじめ28の申請・届出です(9ページの表参照)。ただし、このシステムで行えるのは、申請や届出書の提出までです。証明書などの交付物の受け取りと手数料の支払いは、原則として今までどおり窓口で行っていただく必要があります。



電子申請・届出システムの利用手順

①お使いのパソコンの環境を整える

- ・基本ソフト(OS)やブラウザの確認と設定
ご利用いただけるOSやブラウザに制限があります。詳しくはあいち電子自治体推進協議会が設けた「あいち電子申請総合窓口」のホームページ(<https://www.shinsei.e-aichi.jp/>)でご確認ください。
- ・(町のホームページ(<http://www.town.miyoshi.aichi.jp/>))にリンクがあります。)
- ・電子証明書の準備(電子証明書が必要な申請や届出をする場合)(9ページの※1、2、3参照)
- ・ICカードリーダーの準備(電子証明書が必要な申請や届出をする場合)(9ページの※4参照)



②「あいち電子申請総合窓口」のホームページでユーザー登録する

- ・はじめて利用する場合は、利用者(ユーザー)登録を行い、IDコードとパスワードを取得します。その後、閲覧ソフト(EUR From Client)を「あいち電子申請総合窓口」のホームページ上からダウンロードし、インストールします。



③あいち電子申請総合窓口でログインして、申請・届出をする

- ・利用者登録したIDコードとパスワードで電子申請・届出システムにログインします。
- ・システムに表示される地図の三好町の部分または自治体一覧表の三好町の項目を選択します。
- ・「手続一覧表示」から申請・届出したい手続きを選択します。
- ・画面に従って入力を行い申請書・届出書を作成し、送信します。
- ・申請に添付書類などが必要な場合は、事前に郵送などにより提出します。
- ・翌日以降システムに再度ログインして、申請書・届出書の受理状況(審査結果)を確認します。



④手数料を納め、証明書などを受け取る

- ・申請書・届出書の受理が確認できたら、直接役場の窓口で手数料(必要なもののみ)を納めるか郵便為替を郵送し、証明書などの交付を受けてください。

▼問い合わせ＝総務課 ☎(32)8000
(32)2165

電子申請・届出システムで申請・届出ができる業務

番号	対象手続きの名称	電子証明の必要の有無(※1)	業務の担当課
1	住民票の写しの交付の請求	電子署名	住民課 ☎(32)8012 FAX(32)8048
2	住民票記載事項証明書の交付の請求		
3	戸籍の附票の写しの交付の請求		
4	身分(身元)証明書の交付の請求		
5	付記転届		
6	所得証明書の交付の請求	電子署名	住民課 ☎(32)8012 FAX(32)8048
7	課税証明書の交付の請求		
8	給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出	商業登記	
9	法人設立・開設の申告	必要なし	税務課 ☎(32)8003 FAX(32)2585
10	法人異動・変更の申告		
11	法人解散・廃止の申告		
12	固定資産(土地・家屋)評価証明書の交付の請求	電子署名	税務課 ☎(32)8003 FAX(32)2585
13	固定資産(土地・家屋)公課証明書の交付の請求		
14	納税証明書の交付の請求(車検用)		
15	納税証明書の交付の請求(車検用以外)		
16	犬の登録事項の変更の届出	必要なし	環境課 ☎(32)8018 FAX(34)4189
17	犬の登録事項の変更(転入)の届出		
18	犬の死亡の届出		
19	犬の所在不明の届出		
20	犬の海外渡航の届出		
21	児童手当の認定の請求	電子署名	児童課 ☎(32)8034 FAX(34)3388
22	児童手当の額改定請求(増額)		
23	児童手当の額改定の届出(減額)		
24	児童手当の現況の届出		
25	児童手当の受給者等の氏名・住所変更の届出		
26	児童手当受給事由消滅の届出		
27	児童手当支払金融機関の変更の届出		
28	健康手帳交付申請	必要なし	健康課 ☎(34)5311 FAX(34)5969

※1 「電子証明の必要の有無」欄に「電子署名(※2)」、「商業登記(※3)」と記載されているものは、申請や届出の際に本人確認用として、公的機関の発行する次の電子証明書の添付が必要です。

※2 ①電子署名(個人)：公的個人認証サービスによる電子証明書



公的個人認証サービス…行政機関へインターネットを利用し電子申請をするときなどに、申請者が間違いなく本人かどうか確認するために、都道府県知事が発行した電子証明書を、役場住民課でICカード(※4)(住民基本台帳カード)に記録して希望者本人に発行するものです。住民基本台帳カードおよび電子証明書の交付は、運転免許証やパスポートなど官公署発行の顔写真付きの本人の証明ができるものを持参して、住民課へ直接(手数料…住民基本台帳カード交付、電子証明書交付 各500円)

※3 ②商業登記(法人)：法務省商業登記に基づく電子認証制度による電子証明書(問い合わせ…名古屋法務局豊田支局(☎0565(32)0006)まで)

※4 ICカード…公的個人認証サービスによる電子証明書はICカードで提供されます。ICカードの情報をパソコンに読み取らせるには市販のカードリーダーが必要で、申請に利用できるICカードリーダーの製造会社や品番などの詳細は、公的個人認証サービス都道府県競技会が公開しているホームページ(<http://www.jpki.go.jp/index.html>)の適合性検査済ICカードリーダー一覧の項を参照してください。